

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-17
処分の種類	施設損傷者への工事費用負担命令			
根拠法令条例等・条項	下水道法第25条の10の規定において準用する同法第18条			
処分の概要	流域下水道管理者は、施設を損傷した者に対し、その行為により必要となった工事費用の全部又は一部を負担させることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 過去に申請実績がない又は稀であるため。			
基準の制定根拠	—			